

宇都宮市U J I ターン人材確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市U J I ターン人材確保支援補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、栃木県外（以下「県外」という。）の大学生等の宇都宮市内（以下「市内」という。）の中小企業者におけるインターンシップ等の参加を促すことで、市内の中小企業者の魅力に対する理解促進及びU J I ターン就職の意識醸成を図り、もって市内の中小企業者の人材確保を支援し、本市経済の持続的な発展を目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者、又は同項第3号に規定する中小企業者と同規模の医療法人若しくは社会福祉法人をいう。
- (2) 大学生等 県外に本部を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学に設置する大学院を含む。）、同法第108条の規定による短期大学、同法第115条の規定による高等専門学校又は同法第124条の規定による専修学校に在籍し、県外に在住する学生をいう。
- (3) インターンシップ等 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（平成9年9月18日制定。令和4年6月13日一部改正。文部科学省，厚生労働省，経済産業省）にいう、タイプ2：キャリア教育，タイプ3：汎用的能力・専門活用型，タイプ4：高度専門型インターンシップのうち、就業体験を含むものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、インターンシップ等を実施する市内の中小企業者（以下「受入事業者」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社若しくは本店を有する法人事業者若しくは市内に住所を有する個人事業者又

は市内に支社，営業所，工場等があつて，採用予定勤務地が市内にある法人事業者若しくは個人事業者

- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けている事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業，同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でないもの
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 第9条の規定による事業所登録の認定を受けた事業者
（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，別表第1に定めるとおりとする。

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費，補助率及び補助金の限度額は，別表第2に定めるとおりとし，予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出して得た額に100円未満の端数がある場合は，これを切り捨てる。
- 3 補助金の同一受入事業者に対する同一年度の交付額は，第1項の規定にかかわらず，別表2のとおりとする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付の条件は，次に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした領収書等の証拠書類は，補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 事業終了後5年間，事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。

（事業者登録認定申請）

第8条 補助金の交付を希望する事業者は，宇都宮市U J I ターン人材確保支援補助金事業者登録認定申請書（様式第1号）を市長に提出し，事業者登録の認定を受けるものとする。

（事業者登録認定）

第9条 市長は，前条の規定による事業者登録の認定の申請を受けた場合において，その内容を審査し，認定の可否を決定したときは，宇都宮市U J I ターン人材確保支援補助金事業者登録認定（不認定）通知書（様式第2号）により当該申請事業者に通知するものとする。

（事業の周知啓発への協力）

第10条 前条の規定により事業者登録の認定を受けた事業者は、本市等が行う大学生等のインターンシップ等参加を促す周知啓発活動に協力するものとする。

(登録事業者の変更又は取消しの届出)

第11条 第9条により登録の認定を受けた事業者が、次のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を登録事業者変更届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 企業情報、インターンシップ等実施状況等を変更したとき。
- (3) 登録の取消しを希望するとき。

(補助金の交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第4号)(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して60日を経過した日又は当該事業年度の3月末日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第4号別紙1)
- (2) 補助対象経費の積算根拠(様式第4号別紙2)
- (3) 県外の大学生等であることを確認できる書類
- (4) 居住地が確認できる公的証明書又は公共料金の領収書の写し
- (5) インターンシップ等参加交通費等受領確認書(様式第4号別紙3)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第13条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。この場合において、当該通知をもって交付確定通知とみなす。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(様式第6号)により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不適當であると認めるとき。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成29年3月31日告示第141-3号）

平成29年度分の補助金から適用する。

改正文（平成30年3月28日告示第111-3号）

平成30年度分の補助金から適用する。

改正文（令和6年3月31日告示第128号）

令和6年度分の補助金から適用する。

別表第1 補助対象事業（第5条関係）

補助金の交付 対象事業	大学生等が参加するインターンシップ等で、次に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。 (1) 市内の事業所等で実施するものであること。 (2) 実施期間が実働1日以上であること。 (3) 採用選考活動とは一切関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること。 (4) 受入事業者とインターンシップ等実習生が雇用関係にないこと。 (5) 労働関係法令が遵守されたものであること。 (6) 受入事業者がインターンシップ等実習生の参加に要する交通費等の一部又は全部を負担するものであること。
----------------	--

別表第2 補助対象経費，補助率及び補助限度額（第6条関係）

<p>1 補助対象経費</p>	<p>大学生等のインターンシップ等受入れに際し，受入事業者が負担した費用で次に掲げるものを対象とする。</p> <p>(1) 交通費（大学生等が居住地から（宿泊を伴う場合は，宿泊先を經由して）インターンシップ等を行う事業所等を往復するために必要な交通機関の使用に要した実費）。ただし，ビジネスクラス，グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。</p> <p>(2) 宿泊費（インターンシップ等実施期間（実施日の前後を含む。）において，インターンシップ等実施先に滞在するために要した実費）。ただし，食事代を含む場合は，当該費用を除く。</p>
<p>2 補助率</p>	<p>1の項各号に掲げる費用の2分の1とする。</p>
<p>3 補助限度額</p>	<p>次に掲げる費用に応じ，それぞれ当該各号に定める額を限度とする。この場合において，同一年度内に限り，4の項の交付限度額に達するまでは複数回申請することができるものとし，申請人数の上限は設けないものとする。</p> <p>(1) 交通費 大学生等1人につき5,000円</p> <p>(2) 宿泊費 1泊あたりの上限額は5,000円とし，第3条第3号に規定するタイプ2のキャリア教育及びタイプ3の汎用的能力活用型インターンシップについては大学生等1人につき5泊分まで，第3条第3号に規定するタイプ3の専門活用型インターンシップ及びタイプ4の高度専門型インターンシップについては14泊分までを限度とする。</p>
<p>4 同一受入事業者に対する同一年度の交付限度額</p>	<p>次に掲げるインターンシップ等の種類に応じ，それぞれ当該各号に定める額を交付限度額とする。ただし，当該各号に定めるインターンシップ等をいずれも実施した場合は，それぞれの上限額を合算した額を中小企業者における交付限度額とする。</p> <p>(1) 第3条第3号に規定するタイプ2のキャリア教育及びタイプ3の汎用的能力活用型インターンシップについては，中小企業者1人につき60,000円</p> <p>(2) 第3条第3号に規定するタイプ3の専門活用型インターンシップ及びタイプ4の高度専門型インターンシップについては，中小企業者1人につき150,000円</p>